

基準適合事業主認定通知書

西田鉄工 株式会社

代表取締役 大淵 憲二 殿



貴法人の青少年の募集及び採用の方法
の改善、職業能力の開発及び向上並びに
職場への定着の促進に関する取組につい
ては、青少年の雇用の促進等に関する法
律第十五条に基づく基準に適合するもの
であると認定しましたので、通知します。

令和 6年12月17日

熊本労働局長



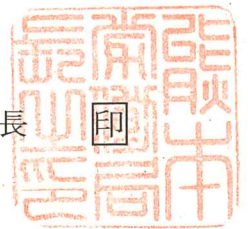
基準適合事業主状況確認通知書

令和 7 年 10 月 7 日

西田鉄工 株式会社

代表取締役 大淵 憲二 殿

熊 本 労 働 局 長



令和 7 年 9 月 25 日付けで提出のあった青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条の規定に基づく認定基準の適合状況について、認定状況報告書に基づき、引き続き基準適合事業主であることを確認しましたので通知します。